

総社市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第12号

総社市心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

総社市心身障害者医療費給付条例（平成17年総社市条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項を加える。

改正後	改正前
(受給資格証の交付等) 第6条 略 2及び3 略 <u>4 前項の規定にかかわらず、市長は、受給資格に異動がない者であって、更新申請に必要な事項を公簿等によって確認することができる場合は、更新申請を省略させることができる。</u> <u>5</u> 略	(受給資格証の交付等) 第6条 略 2及び3 略 <u>4</u> 略

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。